

随意契約理由書

件名	垂水処理場 放流ゲート改修
契約の相手方	株式会社 栗本鐵工所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>今回改修を行う放流ゲートは、処理水を海へ放流する際に使用する設備であり、もし機能不全が発生した場合、市民生活に重大な影響を与える。</p> <p>本改修は、ゲートの固着により、ゲートが破損したため、ゲート（扉体）及び弁棒（ステムブッシュ含む）を取替え、機能の回復を図るものである。</p> <p>今回改修を行う放流ゲートは、株式会社栗本鐵工所により製造・据付され、本改修を行うためには製造会社しか知りえない技術資料及び総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該設備の製造会社しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署	建設局西水環境センター管理課施設係（電話番号 078-752-5017）